

○町税等滞納者に対する補助金等支出の制限に関する指針について

(平成 21 年 7 月 22 日 21 総第 95 号)

各課室等の長あて

総務課長

この指針は、町税等の滞納者に対し、受益と負担の公平性を確保する上で、補助金等の支出に制限を設ける際の参考に供することを目的として制定するものです。

町税等滞納者に対する補助金等支出の制限に関する指針

第 1 制限の対象となる町税等の収入は以下のとおりとする。

- (1) 本町条例に基づき徴収する普通税及び目的税
- (2) 本町条例に基づき徴収する使用料・手数料
- (3) 本町条例に基づき徴収する分担金・負担金
- (4) その他公共サービス提供の対価として徴収する収入

第 2 制限の対象とする補助金等の支出は以下のとおりとする。

- (1) 申請に基づき支出する補助金
- (2) 奨励金、助成金等の名称に拘わらず公益上対価なく支出する経費

第 3 町税等の対象者であっても例外的に補助金等の支出の制限を設けない場合は以下のとおりとする。

(1) 補助金等の支給対象者が震災、風水害、火災その他災害を受け、又は盗難にかかり困窮している状態にあるとき。

(2) 補助金等の支給を制限することにより支給対象者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 補助金等の支給を制限することにより支給対象者の生活の安全を著しく脅かすおそれがあるとき。

(4) 補助金等の支給を制限することにより支給対象者の健康を著しく害するおそれがあるとき。

(5) 補助金等の支給を制限することにより支給対象者の扶養する子弟等が享受すべき教育の機会を失するおそれがあるとき。

#### 附 則

この指針は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。